

相をならひて、目出たくし給ひけるとぞ、わが壽限などをかゝみを見て相して、かねてしり給たりけるとぞ、

〔古事談亭宅 諸道〕六條右大臣殿源房ハ相人也、奉相白川院曰、御壽命可令至八十給、但頓死相難遁

御歎云々、院令及暮年給後被仰云、右府相相叶已及八十、頓死事彌有其憚云々、

又大外記信俊生年八歲之時、相具兄囚獄正家俊參彼殿次ニ、自屏風之上御覽之、又令申北方給云、

此童可繼家業者也、北方被仰云、兄家俊容體太優、何不繼家哉、大臣不被仰左右云々、

又令參故中宮賢子給退出之時、令申北方給云、イミジキ態哉、心憂目ヲ見ムズルハ、此宮今一兩年

ノ内之人也云々、北方被仰云、マカシク、爭如此被申哉、全無衰邁氣御座スル物ヲ、大臣被仰云、

不可依美麗也、無生氣成給タル物ヲ、不可過今明年人也云々、果然云々、

正家朝臣又相人也、息男右少辨左衛門 權佐俊信ヲ相云、爲辨勲負佐官位已至、然而無可著正家服之相

口惜態哉云々、其言果不違、又奉相白川院、可令及八旬之由稱之、仍件日久我太政大臣無執奏云々、

略○中

宗通卿子息兩人兄伊通公、弟季通朝臣童稚之時、參一條殿御許御母准后人也忽被居折敷饌、各食了退出之後、尼上

○藤原云、此兄兒者可至大臣之人也、弟者凡卑也、不至卿相也云々、果如彼言、

〔古今著聞集七 術道〕九條大相國伊通 藤原淺位の時、なにとなく后町の井を立よりて、底をのぞき給け

る程に、丞相の相見へける、うれしくおぼして、歸りて鏡をとりて見給ければ、その相なし、いかな

ることにかとおぼつかなくて、又大内にまいりて、彼井をのぞき給ふに、さきのごとく此相見へ

けり、其後しづかにあんじ給に、かゝみにてちかくみるには、その相なし、井にて遠くみるには、其

相あり、此事大臣にならんする事とほかるべし、つゐにむなしからんと思ひ給けり、はたしては

るかに程へて成給にけり、此おとゞはゆ、しき相人にておはしましけり、宇治のおとゞもわざ